

保育園等入園選考システム導入等業務

公募型プロポーザル実施要領

令和4年9月

津山市こども保健部こども保育課

目次

- 1 業務名
- 2 業務目的
- 3 業務の概要
- 4 提案上限額
- 5 導入スケジュール
- 6 参加条件
- 7 参加申込・参加承認
- 8 質問・回答
- 9 応募申請
- 10 企画提案書
- 11 審査方法
- 12 審査基準及び配点
- 13 審査結果
- 14 契約
- 15 情報公開
- 16 提出書類の取り扱い
- 17 その他
- 18 問い合わせ先

1. 業務名

保育園等入園選考システム導入等業務（以下、「本業務」という。）

2. 業務目的

入園選考業務をシステム化することで、処理の迅速性と選考結果の正確性を期すことに加え、業務を処理する本市職員の事務負担を軽減し、事務の大幅な効率化を図るもの。

3. 業務の概要

(1) 業務内容

- ① 保育園等入園選考システム運用に必要なソフトウェアの導入及び保守
- ② 保育園等入園選考システムの操作研修（テスト、運用サポート等）
- ③ 保育園等入園選考システムの各種設定
- ④ その他本業務に必要な業務（システム導入に伴う協議及び、議事録の作成等）

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

ただし、ソフトウェアの導入は令和5年2月28日までに完了するものとする。

(3) 成果物

本業務の成果物として、下記のを納入するものとする。

- ① 保育園等入園選考システム（ソフトウェア）
- ② 本システムの仕様書
- ③ 職員向けユーザー、保守・運用マニュアル（冊子、データ）

(4) その他

- ① 本業務で納入されたシステム（ソフトウェア）は、納入後1年間の契約不適合責任期間を設ける。

4. 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

本業務に係る保育園等入園選考システム導入及び保守の提案上限額は、下表のとおりとする。

システム名	提案見積限度額（税込）
保育園等入園選考システム	導入・保守 一式2,055,000円

※この金額は、システム導入にかかる一切の費用（システム及び、その他システムの運用で必要となる機器等に係る費用を含む）並びに契約期間中の保守・運用における全ての費用とする。

※納品時期に関わらず、保守期間は令和5年3月1日から令和5年3月31日までとし、1ヶ月間の保守費用とする。

5. 導入スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------|
| 令和4年 9月 2日（金） | ： 公募開始 |
| 令和4年 9月 9日（金） 17時 | ： 質問受付〆切 |
| 令和4年 9月 16日（金） | ： 質問回答予定 |
| 令和4年 9月 22日（木） 17時 | ： 参加申込書提出期限 |
| 令和4年 9月 26日（月） | ： 参加承認通知 |
| 令和4年 10月 11日（火） | ： 企画提案書提出期限 |
| 令和4年 10月 18日（火） | ： プレゼンテーション審査 |
| 令和4年 10月 31日（月） | ： 選定結果通知 |

※日程については、都合により変更する場合がある。

6. 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 令和3・4年度津山市物品等指定業者に市内事業者として登録され、かつ、登録業種が分類番号15番「情報・企画」で登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示第1号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑥ 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する自治体の市町村民税を滞納している者でないこと。

7. 参加申込・参加承認

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 委任状（様式第2号）
- ウ 導入実績記載書（任意様式）
- エ 企画提案事業者会社概要（任意様式）
- オ 納税証明書（国税、岡山県税及び申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する自治体の市町村民税の完納証明書）
- カ 登記事項証明書（現在事項照明）の写し
- キ 印鑑証明書（写し可）
- ク 財務諸表の写し（直近決算のもの）
- ケ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第7号）

(2) 提出期間

令和4年9月22日（木）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市こども保健部こども保育課
〒708-8501 岡山県津山市山北520番地
TEL：0868-32-7028 FAX：0868-32-2161

(5) 参加承認

電子メール及び郵送にて、令和4年9月26日（月）に参加の可否を送付する。

8. 質問・回答

- (1) 提出方法
募集要綱に対して質問がある場合は、別添の質問書（様式第3号）により、FAX
又は電子メールで提出すること。それ以外の方法による質問は受付しない。
- (2) 提出期限
令和4年9月9日（金）17時まで（必着）
- (3) 提出場所
津山市こども保健部こども保育課
FAX：0868-32-2161
メールアドレス：hoiku@city.tsuyama.lg.jp
※FAX、電子メールで質問書を提出する場合は、送信後、電話連絡による受
信確認を行ってください。
- (4) 回答方法
津山市のホームページで公表
- (5) 回答日時
令和4年9月16日（金）予定

9. 応募申請

企画提案者は、以下の書類を期限までに所定の場所へ提出すること。
提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求め
る場合があるので留意すること。

- (1) 提出書類及び提出部数
 - ア 応募申請書（様式第4号）
 - イ 企画提案書（正本1部、副本6部）
※書式等は以下「11. 企画提案書」参照。副本には会社名等が想定でき
る記載はしないこと。
 - ウ 価格提案書（様式第5号）（1部）
- (2) 提出期限
令和4年10月11日（火）17時まで（必着）
- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到
着、持参されたものについては受付しない。
- (4) 提出場所
津山市こども保健部こども保育課
〒708-8501 岡山県津山市山北520番地
TEL0868-32-7028 FAX0868-32-2161

10. 企画提案書

- (1) 企画提案書の作成について
 - ア 提案書の形式は、A4版（縦置き・横置きは自由）、長辺綴じとする。
 - イ ページ数については、特に上限を設けない。
 - ウ 提案書の記述にあたっては、原則として日本語表記とし、参加者の説明が
なくても理解できる内容となるように留意すること。ただし、専門用語は
この限りではないが、必要に応じて用語解説をすること。
- (2) 企画提案書の記載内容について
企画提案書には、「12. 審査基準及び配点」の「審査項目と審査基準及び配点」

に則り、全ての項目について記載すること。その上で、製品のアピールポイントや追加提案等があれば追記すること。なお、企画提案書に審査基準の項目の記載がない場合、その項目は採点しないものとする。

11. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案についてプレゼンテーション等を実施し、審査委員による質疑を行うものとする。

ア 審査日時

令和4年10月18日（火）

津山市すこやか・こどもセンター2階にて実施。

イ 提案時間

企画提案書の記載内容のうち特にポイントとなる部分についての説明、および実際の画面を用いたデモ説明（30分以内厳守）。質疑応答（10分程度、ただし、状況により延長する場合あり）。

ウ 参加人数

1企画提案者につき最大3名。

エ 環境

会場、プロジェクター、スクリーンについては本市で用意する。その他必要なものがあれば企画提案者で用意すること。

12. 審査基準及び配点

- (1) 本プロポーザルは下記の表「審査項目と審査基準及び配点」に基づき審査し、最優秀提案者を特定する。
- (2) 満点（「100点×評価者数」）の6割を最低基準点とし、それに満たない場合は失格とする。
- (3) 応募が1事業者のみの場合であっても審査を実施するものとし、評価点の合計が最低基準点以上となったときは、当該事業者を候補事業者とする。
- (4) 審査の結果、的確な候補事業者がいなかったとき又は応募者がいないときは、再公募を行う場合がある。

審査項目	審査基準	配点
I 本事業への理解	・提案者は本事業の趣旨を理解しているか	10点
II システム内容	・画面の見やすさ、操作性 ・選考作業の機能性 ・出力する帳票の見やすさ ・各種設定の容易性	45点
III 導入・保守・運用	・導入スケジュール ・保守体制（システムトラブルへの対応） ・職員への研修時期・方法等	15点
IV 提案価格	・提案価格（税込）（※1）	20点
V アピール、追加提案	・製品のアピールポイントや追加提案	10点

合計	100 点
----	-------

(※1) 審査項目「IV 提案価格」については、次の計算式により価格評価点を算出する。

$\text{価格評価点} = \text{配点} 20 \times \left(1 - \frac{\text{提案価格}}{\text{見積上限額}} \right) \div \left(1 - \frac{\text{最安値提案価格}}{\text{見積上限額}} \right)$
--

13. 審査結果

プレゼンテーション審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知する。

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査の結果は書面により通知する。
- (2) 通知時期 令和4年10月31日(月)

なお、候補者として決定されなかった者が、その説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とし、本市からは当該提案者の得点のみ回答するものとする。

14. 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

15. 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

16. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

17. その他

- (1) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。
- (2) 参加辞退
参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式第6号）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。
- (3) 失格事項
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成所の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 異議申立

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問い合わせ先

本件に関する問い合わせ先は次のとおりとする。

== 【問い合わせ先】 =====
 津山市こども保健部こども保育課
 〒708 - 8501
 岡山県津山市山北520番地
 電話：0868 - 32 - 7028
 FAX：0868 - 32 - 2161
 メール：hoiku@city.tsuyama.lg.jp
 対応時間：8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）
 =====